

資料

平成26年6月19日開催

第4回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

議案第 1号 美瑛町税条例等の一部改正について ----- 1~29

議案第 2号 美瑛町都市計画税条例の一部改正について ----- 30~31

○規約の変更

議案第11号 北海道市町村総合事務組合规約の変更について ----- 32~33

議案第12号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合规約の変更について ----- 34

美瑛町税条例等の一部改正について

1 改正の趣旨

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令34号）が平成26年3月31日にそれぞれ公布されたことにより、本条例を一部改正する。

2 改正の概要

(1) 町民税

① 法人町民税の改正

外国法人の恒久的施設が定義されたことによる改正及び地方法人税の創設に伴い、法人税割の税率を100分の14.7から100分の12.1に引き下げる。
(第23条第2項、第34条の4)

② 特例措置の延長

ア 一定の肉用牛を売却した場合の事業所得の特例措置について、その適用期間を3年間延長する。
(附則第8条第1項)

イ 優良住宅の造成等のために所有期間が5年を超える土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例について、その適用期間を3年間延長する。
(附則第17条の2)

(2) 固定資産税

① 地域決定型地方税制特例措置（わが町特例）の改正

公害防止用設備に係る固定資産の課税標準の特例措置に一定の地域決定型地方税制特例措置（わが町特例）を加える。(附則第10条の2)

② 耐震基準適合家屋に対する減額措置

建物の耐震改修の促進に関する法律に規定する一定の家屋について、耐震改修を行い、基準に適合された場合の固定資産税の軽減措置の創設により規定を新たに設ける。
(附則第10条の3)

(3) 軽自動車税

平成27年度以降に新規に取得される4輪車等の新車の税率を自家用は1.5倍、その他は約1.25倍及び2輪車等を約1.5倍に改めるとともに、最初の新規車検から13年を経過した4輪車等について概ね20%を重課する。(第82条、附則第16条)

(4) その他

その他所要の関連規定の整備を行う。

(第23項第3項、第33条第5項、第48条、第52条第1項、第57条、第59条、附則第4条の2、附則第6条、附則第6条の2、附則第6条の3、附則第7条の4、附則第19条第1項、附則第19条の2第2項、附則第19条の3第2項、附則第21条、附則第22条、附則第22条の2、附則第23条)

新	旧
<p>(美瑛町税条例) 第1条～第22条 【略】 (町民税の納税義務者等) 第23条 【略】 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設(法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。)をもって、 その事務所又は事業所とする。 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。 第24条～第32条 【略】 (所得割の課税標準) 第33条 【略】 2～4 【略】 5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p>	<p>(美瑛町税条例) 第1条～第22条 【略】 (町民税の納税義務者等) 第23条 【略】 2 外国法人 _____に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、<u>令</u> _____第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。 第24条～第32条 【略】 (所得割の課税標準) 第33条 【略】 2～4 【略】 5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定株式等譲渡所得金額」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p>

新	旧
<p>6 【略】</p> <p>第34条～第34条の3 【略】 (法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p> <p>第34条の5～第47条の6 【略】 (法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 【略】</p> <p>2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事務所を有する法人又は外国法人が_____、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～4 【略】</p> <p>5 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第144条の8において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税割額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができ</p>	<p>6 【略】</p> <p>第34条～第34条の3 【略】 (法人税割の税率)</p> <p>第34条の4 法人税割の税率は、<u>100分の14.7</u>とする。</p> <p>第34条の5～第47条の6 【略】 (法人の町民税の申告納付)</p> <p>第48条 【略】</p> <p>2 法の施行地に_____主たる事務所若しくは事務所を有する法人又は外国法人が、<u>法の施行地外にその源泉がある所得について</u>、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3～4 【略】</p> <p>5 法人税法第74条第1項_____の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項(同法第145条_____において準用する場合を含む。以下本項 及び第52条第1項において同じ。)の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項(同法第145条_____において準用する場合を含む。以下本項_____において同じ。)の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税割額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができ</p>

新	旧
<p>る。</p> <p>6 【略】</p> <p>第49条～第51条 【略】</p> <p>(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>第53条～第56条 【略】</p> <p>第57条 法第348条第2項第10号から第10号の9までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の9までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営む者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む</p>	<p>る。</p> <p>6 【略】</p> <p>第49条～第51条 【略】</p> <p>(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)</p> <p>第52条 法人税法第74条第1項_____の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>第53条～第56条 【略】</p> <p>第57条 法第348条第2項第10号から第10号の7までの固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が同項第10号から第10号の7までに規定する事業又は施設（以下この条において「社会福祉事業等」という。）を営む者の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を当該社会福祉事業等を営む</p>

新	旧
<p>する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>第58条 【略】 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の9まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>第60条～第81条 【略】 (軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対して、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(二に掲げるものを除く。) 年額 <u>2,000円</u></p> <p>ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>2,000円</u></p> <p>ハ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの</p>	<p>する者に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 【略】</p> <p>第58条 【略】 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の7まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに町長に申告しなければならない。</p> <p>第60条～第81条 【略】 (軽自動車税の税率)</p> <p>第82条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対して、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>イ 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(二に掲げるものを除く。) 年額 <u>1,000円</u></p> <p>ロ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 <u>1,200円</u></p> <p>ハ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの</p>

新	旧
<p>年額 <u>2,400円</u></p> <p>ニ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>3,700円</u></p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>イ 軽自動車</p> <p><u>2輪のもの（側車付のものを含む。）</u> 年額 <u>3,600円</u></p> <p><u>3輪のもの</u> 年額 <u>3,900円</u></p> <p><u>4輪以上のもの</u></p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>6,900円</u></p> <p>自家用 年額 <u>10,800円</u></p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>3,800円</u></p> <p>自家用 年額 <u>5,000円</u></p> <p><u>専ら雪上を走行するもの</u> 年額 <u>3,000円</u></p> <p>ロ 小型特殊自動車</p> <p><u>農耕作業用のもの</u> 年額 <u>2,000円</u></p> <p><u>その他のもの</u> 年額 <u>5,900円</u></p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 <u>6,000円</u></p> <p>第83条～第151条 【略】</p>	<p>年額 <u>1,600円</u></p> <p>ニ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 <u>2,500円</u></p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>イ 軽自動車</p> <p><u>2輪のもの（側車付のものを含む。）</u> 年額 <u>2,400円</u></p> <p><u>3輪のもの</u> 年額 <u>3,100円</u></p> <p><u>4輪以上のもの</u></p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>5,500円</u></p> <p>自家用 年額 <u>7,200円</u></p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 <u>3,000円</u></p> <p>自家用 年額 <u>4,000円</u></p> <p><u>専ら雪上を走行するもの</u> 年額 <u>2,400円</u></p> <p>ロ 小型特殊自動車</p> <p><u>農耕作業用のもの</u> 年額 <u>1,600円</u></p> <p><u>その他のもの</u> 年額 <u>4,700円</u></p> <p>(3) 2輪の小型自動車 年額 <u>4,000円</u></p> <p>第83条～第151条 【略】</p>

新	旧
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 【略】</p> <p>(公益法人等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項 _____ に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項まで _____ の規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。</p> <p>第5条 【略】</p> <p>第6条 削除</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 【略】</p> <p>(公益法人等に係る町民税の課税の特例)</p> <p>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで _____ の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。</p> <p>第5条 【略】</p> <p>(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</p> <p>第6条 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の町民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損</p>

新	旧
	<p><u>失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>3 所得割の納税義務者の前年前3年以内に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る租税特別措置法第41条の5第7項第1号に規定する買換資産に係る同項第4号に規定する住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の町民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第5項第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条</u></p>

新	旧
	<p><u>第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の町民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の町民税の所得割については、この限りではない。</u></p> <p>4 <u>附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」</u>として、<u>附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）</u>とする。</p> <p>5 <u>第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第5項の規定については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損</u></p>

新	旧
	<p><u>失の金額又は附則第6条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。</u></p> <p>(2) <u>第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「第3項若しくは第4項又は附則第6条第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。</u></p> <p><u>(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)</u></p> <p><u>第6条の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の町民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下第3項までにおいて「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、法附則第34条第4項後段及び第6項第2号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につ</u></p>

新	旧
	<p><u>きこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>3 <u>所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の町民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の町民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第5条第1号の規定により読み替えて適用される同条第5項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る年度分の町民税に係る附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短</u></p>

新	旧
	<p><u>期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の町民税の所得割については、この限りではない。</u></p> <p>4 <u>附則第16条の4第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額を有する場合には、当該金額を含む。）」とし、附則第17条第1項、第18条第1項、第19条第1項又は第20条の2第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中、「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を有する場合には、これらの金額を含む。）」とする。</u></p> <p>5 <u>第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第5項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第6条の2第3項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「第1項の申告書」とあるのは「第1項の申告書又は同条第3項に規定する通算後譲渡</u></p>

新	旧
	<p><u>損失の金額の控除に関する事項を記載した施行規則第5号の4様式(別表)による申告書」とする。</u></p> <p>(2) <u>第36条の3の規定の適用については、同条第1項中「確定申告書(」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第41条の5の2第12項第3号の規定により読み替えて適用される所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。」と、「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」と、同条第2項中「又は第3項から第5項まで」とあるのは「、第3項若しくは第4項又は附則第6条の2第5項第1号の規定により読み替えて適用される前条第5項」とする。</u></p> <p><u>(阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p><u>第6条の3 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の3第4項に規定する阪神・淡路大震災により受けた損失の金額については、平成6年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成8年度分以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る阪神・淡路大震災により受けた損失の金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48</u></p>

新	旧
<p>第7条～第7条の3の2 【略】 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条第1項 の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p>	<p>条の6第1項に規定する親族に係る前項に規定する損失の金額があるときは、当該損失の金額は、当該親族の平成8年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、平成7年において生じなかったものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定は、平成7年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p>第7条～第7条の3の2 【略】 (寄附金税額控除における特例控除額の特例)</p> <p>第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)</p>

新	旧
<p>第8条 昭和57年度から平成30年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書に記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割額を免除する。</p> <p>2～3 【略】</p> <p>第9条～第10条 【略】 （法附則第15条第2項第1号及び第37項の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 <u>法附則第15条第2項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u></p> <p>2 <u>法附則第15条第2項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>3 <u>法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</u></p> <p>4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p> <p>6 <u>法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割</u></p>	<p>第8条 昭和57年度から平成27年度までの各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書に記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る町民税の所得割額を免除する。</p> <p>2～3 【略】</p> <p>第9条～第10条 【略】 （法附則第15条第2項第6号及び第37項の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2</p> <p>法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>2 <u>法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u></p>

新	旧
<p>合は3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</u> (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 【略】 2～8 【略】</p> <p>9 <u>法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u> (2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u> (3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u> (4) <u>耐震改修が完了した年月日</u> (5) <u>施行規則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</u> (6) <u>耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出にすることができなかった理由</u></p> <p>第11条～第15条 【略】</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 【略】 2～8 【略】</p> <p>第11条～第15条 【略】</p>

新			旧		
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第16条 削除</p>		
第82条第2号イ	3,900円	4,600円			
	6,900円	8,200円			
	10,800円	12,900円			
	3,800円	4,500円			
	5,000円	6,000円			
<p>第16条の2～第17条 【略】</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額</p>			<p>第16条の2～第17条 【略】</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税特例)</p> <p>第17条の2 昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第4項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下この条において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額</p>		

新	旧
<p>に対して課する町民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が、2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 ア 48万円 イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成29年度までの各年度分の個人町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 【略】 第17条の3～第18条 【略】 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）</p>	<p>に対して課する町民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が、2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 ア 48万円 イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から平成26年度までの各年度分の個人町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第9項の規定に該当することとなる場合においては、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 【略】 第17条の3～第18条 【略】 （一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）</p>

新	旧
<p>第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、<u>第33条第1項及び第2項並びに第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。</p> <p>2 【略】 （上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第19条の2 【略】</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項とあるのは「<u>附則第19条の2第1項</u>」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、「<u>第37条の10第1項</u>」とあるのは「<u>第37条の11第1項</u>」と読み替えるものとする。 （非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例）</p>	<p>第19条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、<u>第33条及び第34条の3</u>の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。</p> <p>2 【略】 （上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p>第19条の2 【略】</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第19条第1項とあるのは「<u>附則第19条の2第1項</u>」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>」と、「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは「<u>租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法</u>」と読み替えるものとする。 （非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例）</p>

新	旧
<p>第19条の3 【略】</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座から非課税口座内上場株式等の1部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による支払いがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取扱した町民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取扱したものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p> <p>第19条の4～第20条の5 【略】</p> <p>（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>	<p>第19条の3 【略】</p> <p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座から非課税口座内上場株式等の1部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた町民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による支払いがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものと</p> <p>それぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。</p> <p>第19条の4～第20条の5 【略】</p> <p>（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）</p>

新	旧
<p>第21条 <u>第56条の規定は、法348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第21条 <u>平成21年度分から平成25年度分までの固定資産税に係る第56条の規定の適用については、同条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「公益社団法人若しくは公益財団法人（法附則第41条第3項の規定により公益社団法人とみなされている法人を含む。）」とする。</u></p> <hr/> <p>2 <u>第56条の規定は、法附則第41条第11項第1号から第5号までに掲げる固定資産について同項本文の規定の適用を受けようとする者について準用する。この場合において、第56条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、法附則第41条第11項に規定する移行一般社団法人等」と読み替えるものとする。</u> (東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第22条 <u>所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該</u></p>

新	旧
	<p><u>損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>2 <u>前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の町民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、平成23年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）に限り、適用する。</u> <u>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）</u></p> <p><u>第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下こ</u></p>

新	旧	
	<p><u>の項及び次項において同じ。)</u>をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。</p>	
	<p>附則第17条第1項</p>	<p>第35条第1項 第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)</p>
		<p>同法第31条第1項 租税特別措置法第31条第1項</p>
	<p>附則第17条の2第3項</p>	<p>第35条の2まで、第36条の2、第36条の5 第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災地等に係</p>

新	旧	
		<p><u>る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)</u></p>
<p><u>附則第17条の3第1項</u></p>	<p><u>租税特別措置法第31条の3第1項</u></p>	<p><u>東日本大震災の被災地等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項</u></p>
<p><u>附則第18条第1項</u></p>	<p><u>第35条第1項</u></p>	<p><u>第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)</u></p>
	<p><u>同法第32条第1項</u></p>	<p><u>租税特別措置法第32条第1項</u></p>
<p><u>2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土</u></p>		

新	旧
	<p><u>地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）</u></p> <p><u>第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則</u></p>

新	旧
	<p>第7条の3第1項中「<u>租税特別措置法第41条又は第41条の2の2</u>」とあるのは「<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2</u>」と、「<u>法附則第5条の4第6項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項</u>」と、附則第7条の3の2第1項中「<u>租税特別措置法第41条又は第41条の2の2</u>」とあるのは「<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2</u>」と、「<u>法附則第5条の4の2第6項（同条第9条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項</u>」と、同条第2項第2号中「<u>租税特別措置法第41条の2の2</u>」とあるのは「<u>東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2</u>」とする。</p> <p>2 <u>所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第</u></p>

新	旧
<p>(個人の町民税の税率の特例等) 第22条 【略】</p> <p>(美瑛町税条例の一部を改正する条例) 附 則 (施行期日) 第1条 【略】 (1) 【略】 (2) 附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定(附則第20条の4第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日 (経過措置) 第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払いを受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお</p>	<p>6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。 (個人の町民税の税率の特例等) 第24条 【略】</p> <p>(美瑛町税条例の一部を改正する条例) 附 則 (施行期日) 第1条 【略】 (1) 【略】 (2) 附則第7条の4、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定 並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日 (経過措置) 第2条 平成28年1月1日前に発行された旧租税特別措置法 第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払いを受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の町民税については、なお</p>

新	旧
<p>従前の例による。</p> <p>2 この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>3 【略】</p>	<p>従前の例による。</p> <p>2 この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）第47条の2及び第47条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法 _____ 第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>3 【略】</p>

美瑛町都市計画税条例の一部改正について

1 地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が本年3月31日公布されたことに伴い、本条例を一部改正する。

2 改正の概要

地方税法改正により、所要の関連規定の整備を行う。

（附則第2項、附則第10項）

新	旧
<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1 【略】</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>3～9 【略】</p> <p>10 法附則第15条第1項、<u>第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>11 【略】</p>	<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>附 則</p> <p>1 【略】</p> <p>(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>3～9 【略】</p> <p>10 法附則第15条第1項、<u>第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第28項」とあるのは「若しくは第28項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>11 【略】</p>

新		旧	
別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体		別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体	
支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合	支庁名	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局 (16)	【略】北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合	石狩振興局 (15)	【略】北海道後期高齢者医療広域連合
【略】	【略】	【略】	【略】
空知総合振興局 (34)	歌志内市【略】	空知総合振興局 (35)	赤平市、歌志内市【略】
上川総合振興局 (30)	【略】士別地方消防事務組合、大雪消防組合【略】	上川総合振興局 (31)	【略】士別地方消防事務組合、上川中部消防組合、大雪消防組合【略】
【略】	【略】	【略】	【略】
胆振総合振興局 (12)	【略】むかわ町、安平・厚真行政事務組合【略】	胆振総合振興局 (13)	【略】むかわ町、伊達・壮瞥学校給食組合、安平・厚真行政事務組合【略】
【略】	【略】	【略】	【略】
別表第2 (第3条関係)		別表第2 (第3条関係)	
共同処理事務	共同処理する団体	共同処理事務	共同処理する団体
1 消防組織法(昭和22年法律第22号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 2~7【略】	江別市、根室市【中略】長万部町、鷹栖町、上川町、増毛町【中略】上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合【略】	1 消防組織法(昭和22年法律第22号)第24条第1項の規定による非常勤消防団員に係る損害補償に関する事務 2~7【略】	江別市、赤平市、根室市【中略】長万部町、増毛町【中略】上川北部消防事務組合、上川中部消防組合、士別地方消防事務組合【略】

新		旧	
8 【略】	【略】	8 【略】	【略】
9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	【略】北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、山越郡衛生処理組合【中略】士別地方消防事務組合、_____、大雪消防組合【中略】広域紋別病院企業団_____、安平・厚真行政事務組合【略】	9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	【略】北海道後期高齢者医療広域連合、山越郡衛生処理組合【中略】士別地方消防事務組合、 <u>上川中部消防組合</u> 、大雪消防組合【中略】広域紋別病院企業団、 <u>伊達・壮瞥学校給食組合</u> 、安平・厚真行政事務組合【略】
10 【略】	【略】	10 【略】	【略】

新	旧
<p>別表第1</p> <p>石狩郡当別町 【中略】 西天北五町衛生施設組合</p> <hr/> <p>南十勝消防事務組合 【中略】 江差町ほか2町学校給食組合</p> <hr/> <p>檜山広域行政組合 【中略】 北空知圏学校給食組合 道央廃棄物処理組合</p>	<p>別表第1</p> <p>石狩郡当別町 【中略】 西天北五町衛生施設組合 <u>上川中部消防組合</u> 南十勝消防事務組合 【中略】 江差町ほか2町学校給食組合 <u>伊達・壮瞥学校給食組合</u> 檜山広域行政組合 【中略】 北空知圏学校給食組合</p> <hr/>

報 告 資 料

(予定価格30,000千円以上～50,000千円未満の工事契約)

工 事 名	工 事 内 容	契約の方法	契 約 先	契約金額	備 考
美瑛中学校改修工事 その2 (電気設備)	校舎棟 電灯設備 (照明器具) 非常用発電機設備 電気工作物改修 各一式	指名競争入札 による落札	美瑛町栄町4丁目6番1号 株式会社 目黒電設 代表取締役 目黒 哲	円 41,040,000	工期 自平成26年6月12日 至平成27年2月27日 1. 大東電気工事(株) 2. (株)田島電気商会 3. 西山坂田電気(株) 4. (株)北海電気工事社 5. (株)目黒電設 (第1回目落札)
美瑛中学校改修工事 その2 (機械整備)	校舎棟 暖房設備 (パネルヒーター) 排水設備 給湯設備 各一式	指名競争入札 による落札	旭川市東3条5丁目2番7号 大洋設備 株式会社 代表取締役 松本 康洋	円 46,440,000	工期 自平成26年6月12日 至平成27年2月27日 1. (株)飯塚設備 2. 開成設備(株) 3. 国策機工(株)旭川事業部 4. 大洋設備(株) 5. 日進設備工業(株) 6. (株)美瑛プロバンセンター (第1回目落札)

報 告 資 料

(予定価格30,000千円以上～50,000千円未満の工事契約)

工 事 名	工 事 内 容	契約の方法	契 約 先	契約金額	備 考
ことぶき公園改修工事	公園改修 施設撤去工、園路広場整備工、遊戯施設整備工、植栽工、電気設備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工 各一式	指名競争入札による落札	美瑛町栄町4丁目4番13号 浜塚建設工業 株式会社 代表取締役社長 濱塚 努	円 48,600,000	工期 自平成26年6月11日 至平成26年10月30日 1. (株)清水組 2. (株)第二工業 3. (株)西森組 4. 浜塚建設工業(株) 5. (株)丸善建設 (第1回目落札)